

いわゆる二重債務問題への対応をはじめとする 被災者支援の促進について

いわゆる二重債務問題に係る被災者支援については、昨年 7 月に、当庁より、その取組みを推進するよう要請を行ったところです。

二重債務問題への対応は一定程度進捗しつつありますが、今後、防災集団移転促進事業等が進捗する等、被災者（事業者及び個人）が本格的に事業や生活の再建を図っていく中で、再建に必要な様々な資金需要の高まりも予想されます。金融機関には、引き続き、被災者のおかれている状況をきめ細かく把握し、被災者のニーズに的確に対応していくとともに、新規融資を含む資金供給や経営改善・体質強化の支援に、これまで以上に積極的に取り組むことが求められています。

については、被災者支援の一層の促進を図るため、貴協会傘下の金融機関に対して、下記の点について周知徹底方宜しくお願いいたします。

記

1. 金融機関によるコンサルティング機能の強化

被災者のおかれている状況は千差万別であることを踏まえ、コンサルティング機能を一層発揮し、被災者の状況をきめ細かく把握した上で、公的な各種支援策の活用を含め、当該被災者にとって最適な解決策を提案し、その実行を支援するよう努めること。

2. 東日本大震災事業者再生支援機構等による被災事業者支援の促進

被災事業者の再生支援のため設立された東日本大震災事業者再生支援機構及び各県の産業復興相談センター・産業復興機構を活用した被災事業者の再生支援について、今後、復興の進展が期待される中で、その取組みの促進が求められている。

このため、金融機関は、引き続き、被災事業者に対し、これらの機構等の役割・機能等を丁寧に説明するとともに、被災事業者とともに機構等の積極的な活用を検討すること。

さらに、金融機関は、これらの機構等を活用して被災事業者を支援するにあたり、機構等と十分な連携を図りつつ、当事者意識を持って、長期にわたる事業再生計画の遂行についてモニタリング・支援を行うこと。

3. 個人債務者の私的整理に関するガイドラインの活用の促進

「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」は、東日本大震災の影響によって、既往債務を弁済できなくなった個人の債務者が一定の要件の下、債務の減免を受けられる枠組みであり、今後、防災集団移転促進事業等の進捗に伴い、ガイドラインの利用を通じた被災者の生活再建支援が強く望まれている。

これを踏まえ、金融機関は、引き続き、債務者の状況を一層きめ細かく把握し、元本返済猶予等の貸付条件の変更を行っている債務者も含め、ガイドライン利用のメリットや効果等を丁寧に説明し、当該債務者の状況に応じて、ガイドラインの利用を積極的に勧めること。

また、ガイドラインに基づく弁済計画案が提示された場合には、出来る限り迅速に当該計画案に関する判断を行うこと。

以上